第五十二期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産	五、八五八、八四七
固定資産	三、五五三、九七六
資産合計	九、四一二、八二三

負債及び純資産の部

流動負債	二四六、八四七
固定負債	六、五七七、四〇一
株主資本	二、五八八、五七三
資本金	九〇、〇〇〇
利益剰余金	二、四九八、五七三
（うち当期純利益）	（八、九一三）
負債及び純資産合計	九、四一二、八二三

平成二十三年六月二十九日

東京都多摩市連光寺二九八五番地

京王レクリエーション株式会社

取締役社長　山口　俊路

第九十期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　円

流動資産	六一四、〇〇五、二二〇
固定資産	二〇九、二二五、一四六
合計	八二三、二三〇、三六六

負債及び純資産の部　円

流動負債	六一一、六四二、〇〇三
（うち賞与引当金）	（二六、〇〇〇、〇〇〇）
固定負債	一一九、二二四、七八三
（うち退職給付引当金）	（八〇、二二八、五六三）
（うち役員退職慰労引当金）	（一、二〇〇、〇〇〇）
株主資本	九二、三六三、五八〇
資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	一二七、七六八
資本準備金	一二七、七六八
利益剰余金	七二、二三五、八一二
利益準備金	五、〇〇〇、〇〇〇
その他利益剰余金	六七、二三五、八一二
（うち当期純利益）	（一八、九一三、六九四）
合計	八二三、二三〇、三六六

平成二十三年六月二十九日

愛知県春日井市高蔵寺町北五丁目一一五九番地

中央窯業株式会社

代表取締役社長　向井　克喜

第五十九期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　円

流動資産	八四、〇〇六、〇七四
固定資産	五、七七九、八四四
合計	八九、七八五、九一八

負債及び純資産の部　円

流動負債	二五、六一六、八六八
（うち賞与引当金）	（三、七九七、〇〇〇）
固定負債	一一、六六八、〇六七
退職給付引当金	五二、五〇〇、九八三
株主資本	一〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	四二、五〇〇、九八三
利益剰余金	五〇〇、〇〇〇
利益準備金	四二、〇〇〇、九八三
その他利益剰余金	（二八、五三九）
（うち当期純利益）	八九、七八五、九一八
合計	平成二十三年六月二十九日

大阪府東大阪市稲田上町一丁目二番二二号

日坩運輸株式会社

代表取締役社長　向井　克喜

第七十四期決算公告

平成二十三年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　単位・千円

流動資産	一、七三七、二六六
固定資産	三四八、五三六
有形固定資産	二二二、七八一
無形固定資産	四、一六七
投資その他の資産	一二一、五八六
資産合計	二、〇八五、八〇二

負債及び純資産の部

流動負債	七〇七、四三四
賞与引当金	一三、三三三
その他	六九四、一〇一
固定負債	一九〇、八八一
退職給与引当金	七七、八八一
役員退職慰労引当金	三一、五〇〇
その他	八一、五〇〇
負債合計	八九八、三一六
株主資本	一、一八七、四八六
資本金	三八四、六五五
資本剰余金	三六四、二八三
資本準備金	三六四、二八三
利益剰余金	四三九、三〇四
利益準備金	九三、〇〇〇
その他利益剰余金	三四六、三〇四
（うち当期純利益）	（八九、八五八）
自己株式	△七五六
純資産合計	一、一八七、四八六
負債及び純資産合計	二、〇八五、八〇二

平成二十三年六月二十九日

大阪市淀川区田川二丁目三番一四号

株式会社明治機械製作所

代表取締役社長　廣田　貢

配当公告

岡山県玉野市築港五丁目七番三号

破産者　中国飼料株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第七十一号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五一、三五八、一六七円

一、配当することのできる金額

金五一、三五八、一六七円

平成二十三年六月二十九日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル四階

破産管財人　大林　裕一

配当公告

高松市天神前五番二二号

破産者　株式会社精工舎

右の者に対する高松地方裁判所平成二十一年（フ）第二六七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一三、〇三四、三七二円

一、配当することのできる金額

一般債権　金一、二二七、六六七、三一四円

平成二十三年六月二十九日

高松市内町一番六号　井元ビル四階

破産管財人　小林　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所群馬県桐生市常盤町一三一番地　被相続人　亡　朱　判壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十九日

群馬県桐生市巴町二―一八二一根岸ビル二・三階　白田・久保田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保田寿栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市美女木五丁目一八番地一、最後の住所埼玉県さいたま市南区内谷一丁目一二番一号六〇八　被相続人　亡　武笠　浩子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区宮町一―三六見留ビル五階A　小泉・池田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池田　克志